竹富町地域総合ポータルゲートウェイ事業の業務委託に係る仕様書（公募用）

１　事業名
竹富町地域総合ポータルゲートウェイ事業

２　目的
竹富町内における周遊観光の推進と特産品の販路拡大に向けた環境整備を図るため、地域総合ポータルサイトの構築とスマートフォン向けオリジナル離島情報アプリの開発、観光誘客映像コンテンツ及び閲覧システムの構築、旅行情報共有アプリ開発調査、町内Wi-fi化や町内観光案内システム（デジタルサイネージ）の整備に向けた調査を実施する。また、地域における生活情報や観光情報を地元住民が参画して情報発信できるシステムの構築と、各島々の情報を地域住民が互いに共有するとともに、地域住民と観光事業者がホスト役として連携し、島々の魅力を発信できるサイトの構築を行うことを目的とする。

３　委託期間
委託契約の日から平成25年３月29日まで（予定）

４　予算額
本業務に係る予算額は、63,370千円（消費税込み）とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な企画をすること。

５　実施対象地域
竹富町全域を対象とする

６　業務項目
各事業に関する業務内容は以下の通りとする。

（１）竹富町地域総合ポータルサイトの構築

ア　観光来訪者に対し地域住民・地域事業者が活きた情報を提供できるものとする。

イ　竹富町の観光・自然・歴史といった情報を一元化したサイトを構築するものとする。

ウ　地域住民の暮らしに役立つ情報の送受信ができるシステムとする。

エ　地域住民・地域業者がホスト役として参画できるシステムとする。

（２）スマートフォン向けオリジナル離島情報アプリ開発

ア　android,ｉ os対応のものとする。

イ　日本語の他に、英語・中国語対応のものとする。

ウ　来訪者の周遊性を確保し、地域の魅力を最大限に周知するものとする。

エ　既存の観光情報がスマートフォン向けに最適化されたものとする。

オ　各観光スポットへの道案内を地域ならではの、きめ細かいナビゲーションで対応できるものとする。

（３）観光誘客映像コンテンツ及び閲覧システム構築

ア　各観光スポット等を紹介する映像コンテンツの編集・制作。

イ　既存のポータルサイト及びスマートフォンで閲覧可能なシステムとする。

（４）旅行情報共有アプリ開発調査（平成25年度事業化に向けた調査業務一式）

ア　竹富町を訪れた旅行者同士が情報をシェアすることで動線を創出することが可能であるか、そのエビデンスを得る。

イ　「竹富町観光」という共通体験が、そのバリューをICTにより如何に高められるか、そのエビデンスを得る。

ウ　登録や認証方式等、必要なシステム要件の調査を行う。

（５）町内Wi-Fi整備に向けた調査（平成25年度事業化に向けた調査業務一式）

ア　スマートフォン向け情報ゲートウェイとしてのWi-Fi局整備設計の根拠となるデータ収集と調査。

（６）町内観光案内システム（デジタルサイネージ）整備調査
（平成25年度事業化に向けた調査業務一式）

ア　スマートフォンユーザー及び非スマートフォンユーザーに対し、各種情報その他、電子的コンシェルジュサービス要件の調査。

イ　デジタルサイネージ設置設計の根拠となるデータ収集と調査。

（７）離島情報アプリ企画開発調査（平成25年度事業化に向けた調査業務一式）

ア　既存の観光ツアーとは異なる、観光客自身によるツアー企画が可能なアプリの要件を調査する。

イ　観光客に対し再来訪のモチベーションを高め、リピーターの創出になり得るアプリの要件について調査する。

（８）次年度以降の保守・ランニング経費の算出

次年度以降の保守及びランニング費用に見積書を添えて提案すること。

（９）システム完全稼働までに生じる全ての業務

ア　当ポータルサイト構築及び導入において生じる全ての費用は当事業の経費とする。

イ　運用開始までに管理者へ運用管理に関する教育とマニュアル作成を行うこと。

7　システム設計上の留意事項について

①　業務の実施に当たっては、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、公開サーバ上に設置せず、別サーバとして分離し、内部セグメントに設置するなど、その取り扱いに万全の対策を講じること。

②　管理運営者の人材育成を考慮すること。

③　公開サーバは公開前にセキュリティ監査ツールにより脆弱性監査を実施し、中度以上の脆弱性は原則全て解決することとする。

④　現地の通信ネットワーク状況を考慮し、端末において充分なパフォーマンスが得られるようにする。

8　成果物の提出について

成果物は以下のとおりとする。なお、文書により作成されるものについては、印刷物（Ａ４判）を５部、電子媒体を一式、納品することとする。

①　各種調査報告書

②　各種システム取扱説明書及びマニュアル一式

9　その他委託者が特に必要と指示する業務等

業務執行段階において、委託者及び受託者が双方で協議の上、決定するものとする。また、本仕様書に定めのない事項についても同様の扱いとする。

10　その他

本仕様書記載の委託業務の内容については、企画提案のために設定したものであり、実施段階において、諸事情により変更することがある。